

那こ教第 587 号
令和 7 年 3 月 5 日

各就学前教育保育施設長様

那覇市こどもみらい部
こども教育保育課長
(公 印 省 略)

那覇市内の就学前教育・保育施設における感染症発生時に係る報告について（周知）

日頃より那覇市の保育行政にご理解とご尽力を賜り、心より感謝申し上げます。

さて、見出しの件について、那覇市保健所への報告方法を那覇市オンライン申請システムに変更するとの周知依頼を受け、就学前教育・保育施設における報告方法を変更します。

主な変更点等を下記にまとめていますので、別添資料も合わせてご確認ください、今後のご対応をお願いいたします。

記

1 こども教育保育課及び那覇市保健所への報告方法

【変更前】指定の様式に記載し、FAX やメールにて報告

【変更後】那覇市トップページ→右上のメニュー「子育て・教育」→保育園・幼稚園・こども園→感染症発生時に係る報告より指定フォームに入力

<https://lgpos.task-asp.net/cu/472018/ea/residents/procedures/apply/0e121c36-ddee-48e2-abcf-a3f6e5bbe62a/start>



※本報告をもって、こども教育保育課と那覇市保健所の両課への報告となります。

※指定フォームでの報告が困難な場合は、別紙 1 をメールか FAX にてご報告ください。

2 報告基準

- ア. 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が 1 週間内に 2 名以上発生した場合
- イ. 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が 10 名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
- ウ. ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

3 報告時期

- (1) 初回報告・・・報告基準ア、イ又はウになった時点
那覇市オンライン申請システムに登録が必要です。
- (2) 追加報告・・・新規の感染者がいなくなる日まで毎日 1 回
マイページの申請履歴から複写して、追記して報告してください。

【担当】 こども教育保育課 指導グループ 赤嶺
TEL 098-861-2113